

様式第六（第 40 条関係）

表

第 号	
身分証明書	
職名及び氏名	
年 月 日生	
写 真 契 印	上記の者は、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律第 57 条第 1 項に規定する立入検査を行う職員であることを証明する。
	年 月 日発行（ 年 月 日まで有効）
経済産業大臣 印	

裏

注意事項
1. この証明書は、検査の際に必ず携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
2. この証明書は、他人に貸与し、預け入れ、又は譲り渡してはならない。
3. この証明書を破損し、又は紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
4. 新たな証明書の交付を受けたときは、退職若しくは転職したとき、又は検査に従事しなくなったときは、直ちにこの証明書を発行者に返還しなければならない。
5. 官印のないもの及び写真に契印のないものは無効とする。